

特例措置（適用開始・変更・廃止）届出書（該当するものに○を付けてください）様式 1

運輸局 運輸支局長 殿		届出年月日		令和 年 月 日	
運輸監理部長 殿		事業者番号		No.	
フリガナ					
事業者名 (代表者名)	()				
郵便番号	〒	電話番号	()		
住所					
配車元営業所名					

被 災 地 拠 点 へ の 移 動 内 容（変更する場合は変更する項目名に○を付してください）					
被災地拠点連絡先	担当者名： 電話番号： () （※他の運送事業者の連絡先である場合、事業者名も記載すること）				
移動期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで				
運行管理者等氏名	自社	(管理者・補助者)		(管理者・補助者)	
		(管理者・補助者)		(管理者・補助者)	
	他社	(管理者・補助者)		(運送事業者名)	
点呼の体制	(ア) 対面点呼 (イ) 遠隔点呼 (ウ) 業務後自動点呼 (エ) I T 点呼 (Gマーク認定番号) (オ) 電話点呼＋対面等による確認				
睡眠に必要な施設 1	位置： 名称： (※他の運送事業者の施設である場合、事業者名を記載すること)				
睡眠に必要な施設 2	位置： 名称： (※他の運送事業者の施設である場合、事業者名を記載すること)				
車両置場 1	位置： 名称： (※他の運送事業者の施設である場合、事業者名を記載すること)				
車両置場 2	位置： 名称： (※他の運送事業者の施設である場合、事業者名を記載すること)				

----- 山折り線 -----

配車車両 (計 両)	特例届出自動車登録番号	

(注意事項)

- この届出書は配車元営業所にも備え置くこと。
- 変更届出及び廃止届出の際も全ての欄を記載すること。
- 受付済の本書の写しを配車車両に据置き、特例届出自動車登録番号を外側から見える位置に掲示すること。
(その際には運転の妨げにならないように注意すること。)

(運輸支局等 受付印)

運輸局 運輸支局長 殿
運輸監理部長 殿

宣 誓 書

今般、「貨物自動車運送事業者が令和 6 年能登半島地震の被災地域において事業を行うための車両の移動等に関する取扱いの特例について（令和 6 年 5 月 1 4 日付け国自貨第 6 7 号、国自安第 1 1 号、国自情第 2 7 号、国自整第 3 7 号）」の届出書に記載した被災地域の拠点に係る睡眠に必要な施設、車両置場について、下記のとおりであることを宣誓いたします。

記

1. 睡眠に必要な施設、車両置場について、使用権原を有していること。
2. 睡眠に必要な施設、車両置場の施設規模が適切であること。
3. 関係法令に抵触していないこと。

令和 年 月 日

住所
氏名又は名称
代表者の氏名

申合せ書

「貨物自動車運送事業者が令和 6 年能登半島地震の被災地域において事業を行うための車両の移動等に関する取扱いの特例について」(令和 6 年 5 月 14 日付け国自貨第 67 号、国自安第 11 号、国自情第 27 号、国自整第 37 号。以下「特例通達」という。) 記 3.

(2) (イ) の取扱いを行うにあたり、甲と乙とは下記の申合せを行った。

なお、本申合せ書における用語の定義は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）及び同法に基づく命令並びに特例通達の例による。

記

1. 甲は、特例通達の適用を受けて被災地拠点に配車する運転者の疾病、疲労、飲酒等の状態について、当該運転者が所属する営業所（配車元営業所）の運行管理者又は補助者（以下「運行管理者等」という。）が電話による点呼（乗務途中における点呼を除く。）を実施した都度、乙に属する者（補助者の要件を満たす者に限る。）により対面又は遠隔点呼機器、自動点呼機器若しくは IT 点呼機器による確認を受けさせるものとする。

2. 乙は、自らに属する者（下表の者）に前項の確認を行わせるとともに、確認を行った都度、当該点呼を実施した配車元営業所の運行管理者等へ確認結果の報告を行わせるものとする。

表：乙に属する対面等による確認を行う者

氏 名	運行管理者資格者証番号又は基礎講習修了番号

3. 前 2 項にかかる費用の弁済その他の契約及び実施方法の詳細の策定は別途行うものとする。

令和 年 月 日

(甲)
事業者名
代表者名
住所

(乙)
事業者名
代表者名
住所